

パブリックコメント（意見募集）

恵那市火葬場条例の一部改正（案）への意見

恵那市役所水道環境部環境課

令和2年4月より恵那市火葬場使用料を下記変更（案）のとおり改正いたします。

区分	単位	金額		
		市内居住者	市外居住者	
火葬炉	遺体1体につき	5,000円	10,000円 → 40,000円	
	死体児	2,000円	4,000円 → 16,000円	
	改葬による骨1件につき	2,000円	4,000円 → 廃止	
	身体の一部1件につき	1,000円	2,000円 → 4,000円	
	産じょく汚物1件につき	1,000円	2,000円 → 4,000円	
	死亡動物1頭につき	10キログラムまで	3,000円	6,000円
		10キログラムを超え5キログラム増すごとの加算額	1,000円	2,000円
霊安室	1体につき	24時間まで	5,140円 → 5,220円	10,280円 → 10,440円
		24時間ごとの加算額	5,140円 → 5,220円	10,280円 → 10,440円
待合室	1室につき	2時間まで	2,570円 → 2,610円	5,140円 → 5,220円

【変更理由】

市外居住者火葬炉使用料の増額については、火葬炉1回の運転による費用の実費分を徴収するとしたためであります。また、霊安室・待合室使用料は、令和元年10月1日に消費税増税に伴う価格変更となります。令和2年3月31日までは価格変更は行わず、令和2年度より消費税増税分2%相当の価格変更となります。

改葬による火葬については、数年利用者がいないため市外居住者の区分のみ廃止します。